（裏　面）

注意

1　⑤の欄は、支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その正しい名称及び口座番号を記入してください。

2　⑩及び⑪の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。

3　⑫の欄は、支給対象障害児の障害による年金の受給について、該当する文字を○で囲んでください。

なお、「障害による年金」とは、厚生年金保険の障害厚生年金又は障害年金、各種共済組合の障害共済年金又は障害年金、労働者災害補償保険の障害補償年金等をいいます。

4　⑱の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

5　⑲の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。

なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

⑴　請求者については、㈠に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㈡に特定扶養親族の数を、㈢に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

⑵　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

6　⑳の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。

7　(21)の欄は、前年（１月から６月までの間に請求をする人の場合には、前々年をいいます。）の所得について都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

8　(25)の欄は、前年の所得についての地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。

9　この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

⑴　あなたと支給対象障害児の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

⑵　請求者が父又は母である場合であつて、請求者以外の父又は母も支給対象障害児を監護しているときは、その請求者が主としてその障害児の生計を維持していること、又は主としてその障害児を介護していることを明らかにすることができる書類

⑶　請求者が父又は母である場合であつて、支給対象障害児と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

⑷　請求者が父母以外の者である場合は、支給対象障害児の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその障害児を養育していることを明らかにすることができる書類

⑸　支給対象障害児についての医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときは、エツクス線直接撮影写真呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他

⑹　本年１月２日以後現住所に転入された方は、⑲から(25)までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書

10　この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。